



医政発 0127 第 3 号  
令和 5 年 1 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の  
非課税措置の取扱いについて」等の一部改正について

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しないこととされており、その取扱いについては、「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」（昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知。）及び当該通知に係る同日付事務連絡（以下、「通知等」という。）に基づき対応いただいているところである。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の成立等に伴い、通知等の一部を下記の通り改正するので、これらを御了知の上、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いする。

## 記

### 第一 改正の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の成立等に伴い、通知等の一部について所要の改正を行う。

### 第二 改正の内容

通知については、別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。

当該通知に係る同日付事務連絡については、別紙 2 の新旧対照表のとおり改正する。

(別紙1)

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて  
(昭和59年6月19日付医発第573号厚生省医務局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>医発第573号 昭和59年6月19日 <u>改正 医政発0127第3号</u> <u>令和5年1月27日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省医務局長</p> <p>厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて(通知)</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 法人税の非課税措置等の概要 (1) 法人税の非課税措置の対象となる厚生連 法人税の非課税措置の対象となるのは、公的医療機関に該</p>	<p>医発第573号 昭和59年6月19日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省医務局長</p> <p>厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて(通知)</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 法人税の非課税措置等の概要 (1) 法人税の非課税措置の対象となる厚生連 法人税の非課税措置の対象となるのは、公的医療機関に該</p>

当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会であつて、法人税法別表第2の表の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第2条第6号に規定する公益法人等に該当するとされたものに限られるものであること。

(2) 法人税の非課税措置の対象となる医療保健業

(1)の厚生連であつて、法人税法施行令第5条第1項第29号に規定する財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業について、法人税法第2条第13号に規定する収益事業に該当しないものとして非課税扱いがとられるものであること。

なお、この要件に関しては、法人税法施行規則第5条の2第1項の規定に基づき、5年ごとに財務大臣の承認を要するものとされていること。

(3) (略)

2 公益法人等に該当する旨の財務大臣の指定に係る要件及び手続(法人税法別表第2の表、法人税法施行令第2条及び法人税法施行規則第2条関係)

1の(1)の財務大臣の指定の要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に示す趣旨の定めがあることとされていること。

ア 事業は、医療事業(これに附帯する事業を含む。)、又はその事業及び老人福祉事業(これらに附帯する事業を含む。)に限る。

イ～ウ (略)

(略)

当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会であつて、法人税法別表第2第1号の表の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして大蔵大臣の指定を受け、同法第2条第6号に規定する公益法人等に該当するとされたものに限られるものであること。

(2) 法人税の非課税措置の対象となる医療保健業

(1)の厚生連であつて、法人税法施行令第5条第1項第29号に規定する大蔵省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業について、法人税法第2条第13号に規定する収益事業に該当しないものとして非課税扱いがとられるものであること。

なお、この要件に関しては、法人税法施行規則第5条の2第1項の規定に基づき、5年ごとに大蔵大臣の承認を要するものとされていること。

(3) (略)

2 公益法人等に該当する旨の大蔵大臣の指定に係る要件及び手続(法人税法別表第2第1号の表、法人税法施行令第2条の2及び法人税法施行規則第2条の2関係)

1の(1)の大蔵大臣の指定の要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に示す趣旨の定めがあることとされていること。

ア 事業は、医療に関する施設及びこれに附帯する事業に限る。

イ～ウ (略)

(略)

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第85条の2第2項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第72条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア)～(ウ)（略）

イ 当該厚生連が法人税法施行規則第6条第4号イからハマまでに規定する施設（同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。）のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設を有するものであること。

なお、この要件のうち「公益の増進に著しく寄与する事業

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び大蔵大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当するものであることについて、大蔵大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法第43条ノ9第2項の規定により算定される額（以下「社会保険診療報酬額」という。）その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第43条ノ6に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア)～(ウ)（略）

イ 当該厚生連が法人税法施行規則第6条第4号イからハマまでに規定する施設（同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。）のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を営むに足りる施設を有するものであること。

なお、この要件のうち「公益の増進に著しく寄与する事業

を行うに足りる施設」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に所在する病院又は診療所

(イ)～(ウ) (略)

ウ 当該厚生連につき、医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、この要件については、医療法、麻薬取締法、医師法等の違反の事実が確認されていないことの他、健康保険法等医療保険関係法令違反の事実が確認されていないこと、及び医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた事実が確認されていないこととすること。

(2) 財務大臣の承認に係る手続

財務大臣の承認は5年ごとに要するものとされているが、この承認申請に当たっては、アに掲げる事項を記載した申請書に、イに掲げる書類を添付して財務大臣に提出するものとされていること。

ア 申請書の記載事項

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 老人福祉事業を行う場合には設置する老人福祉施設の名称及び所在地

を営むに足りる施設」とは、次に掲げるものをいうものであること。

(ア) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域振興特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に所在する病院又は診療所

(イ)～(ウ) (略)

ウ 当該厚生連につき、医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、この要件については、「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日医発第99号厚生省医務局長通知)の記3の(5)に準じて取り扱うものとする

(2) 大蔵大臣の承認に係る手続

大蔵大臣の承認は5年ごとに要するものとされているが、この承認申請に当たっては、アに掲げる事項を記載した申請書に、イに掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出するものとされていること。

ア 申請書の記載事項

(ア)～(イ) (略)

(新設)

- (エ) 理事の氏名及び住所
- (オ) 現に行っている事業の概要
- (カ) その他参考となるべき事項

イ 添付書類

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (1)のイ及びウに定める要件を満たしていることを証明する書類（(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書を添付すること。）

(エ)～(オ) (略)

(3) 都道府県の事務

(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。

なお、この証明を含め、3の要件及び手続に関する事務については、貴都道府県衛生主管部局で担当願いたいこと。

また、(1)のウに定める要件については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 証明は、民生主管部局（健康保険及び国民健康保険主管課）に協議した上で行うこと。

(イ) 都道府県知事の証明した事項が事実と反していたこと又は都道府県知事の証明事項に反する事実が証明

- (ウ) 理事の氏名及び住所
- (エ) 現に行っている事業の概要
- (オ) その他参考となるべき事項

イ 添付書類

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (1)のイ及びウに定める要件を満たしていることを証明する書類（(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書を添付すること。）

(エ)～(オ) (略)

(3) 都道府県の事務

(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、大蔵大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。

なお、この証明を含め、3の要件及び手続に関する事務については、貴都道府県衛生主管部局で担当願いたいこと。

後に発生したことが認められた場合には、都道府県知事はその事情を厚生労働大臣に報告すること。

(ウ) (イ)の報告の範囲は、次のような医療に関する法令について重大な違反事実があった場合について行うこと。

- ① 医療に関する法律に基づき厚生連又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ② 厚生連の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ その他①及び②に相当する医療に関する法令についての重大な違反事実があった場合
- ④ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた場合

4 その他

昭和59年度においては、2の財務大臣の指定及び3の財務大臣の承認の手続を合せて行うことが予定されているので、よろしくお含みおき願いたいこと。

4 その他

昭和59年度においては、2の大蔵大臣の指定及び3の大蔵大臣の承認の手続を合せて行うことが予定されているので、よろしくお含みおき願いたいこと。

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて  
(昭和59年6月19日付医発第573号厚生省医務局長通知)に係る同日付事務連絡 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p style="text-align: center;">事 務 連 絡</p> <p>1 本日付け医発第573号医務局長通知の3(1)イについて (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に定めるへき地医療拠点病院、へき地診療所又はへき地巡回診車(船)をいうものであること。 (2) (略)</p> <p>2 法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願について (別紙) 参照</p>	<p style="text-align: center;">事 務 連 絡</p> <p>1 本日付け医発第573号医務局長通知の3(1)イについて (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「へき地医療対策実施要綱」(昭和55年11月5日医発第1117号厚生省医務局長通知)に定めるへき地中核病院、へき地診療所又はへき地巡回診車(船)をいうものであること。 (2) (略)</p> <p>2 法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認の基準に該当することの証明願について (別紙) 参照</p>

<p>(別紙)</p> <p>法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療施設に関する基準</p> <p>1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。</p>	<p>(別紙)</p> <p>法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療施設に関する基準</p> <p>1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院の施設基準</td> <td>医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実地修練又は臨床研修を行うための施設</td> <td>・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	該当事項	地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。		実地修練又は臨床研修を行うための施設	・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。		・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>該当事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院の施設基準</td> <td>医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実地修練又は臨床研修を行うための施設</td> <td>・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	該当事項	地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。		実地修練又は臨床研修を行うための施設	・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。		・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	
区 分	内 容	該当事項																					
地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。																						
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。																						
	・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。																						
区 分	内 容	該当事項																					
地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。																						
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。																						
	・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。																						

医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・( )の養成所を有している。 ・医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)		医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・( )の養成所を有している。 ・医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)	
医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 ・ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> 第2条第1項に規定する過疎地域		医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 ・ <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> 第2条第1項に規定する過疎地域	
へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院 ・へき地診療所 ・その他( )		へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院 ・へき地診療所 ・その他( )	
その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター ・その他( )		その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター ・その他( )	
3 (略)			3 (略)		
(略)			(略)		

医発第573号  
昭和59年6月19日  
改正 医政発0127第3号  
令和5年1月27日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する  
法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者とされているところであるが、今般、法人税法の一部を改正する法律（昭和59年法律第4号、別添1）、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第56号、別添2）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭和59年大蔵省令第8号、別添3）が公布され（昭和59年3月31日公布、4月1日施行）、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いがとられることとなった。

この措置の内容及び税務当局における運用方針並びにこれに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については、下記のとおりであるので、これら事項に御留意の上、遺憾のないようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、今般の非課税措置を機に、厚生連が公的医療機関の開設者として適切な医療施設の運営を行うよう一層の御指導をお願いしたい。

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1) 法人税の非課税措置の対象となる厚生連

法人税の非課税措置の対象となるのは、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会であって、法人税法別表第2の表の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第2条第6号に規定する公益法人等に該当

するとされたものに限られるものであること。

(2) 法人税の非課税措置の対象となる医療保健業

(1)の厚生連であつて、法人税法施行令第5条第1項第29号ワに規定する財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業について、法人税法第2条第13号に規定する収益事業に該当しないものとして非課税扱いがとられるものであること。

なお、この要件に関しては、法人税法施行規則第5条の2第1項の規定に基づき、5年ごとに財務大臣の承認を要するものとされていること。

(3) 事業税の非課税措置

今般の措置に伴い、事業税に関しても、地方税法等の改正が行われ、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられることとなったものであること。

2 公益法人等に該当する旨の財務大臣の指定に係る要件及び手続(法人税法別表第2の表、法人税法施行令第2条及び法人税法施行規則第2条関係)

1の(1)の財務大臣の指定の要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に示す趣旨の定めがあることとされていること。

ア 事業は、医療事業(これに附帯する事業を含む。)、又はその事業及び老人福祉事業(これらに附帯する事業を含む。)に限る。

イ 出資に係る剰余金の配当を行わない。

ウ 解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の厚生連に帰属する。

なお、この指定に関しては、別途農林水産省より通知されるものであること。  
(別添4)

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続(法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係)

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法第76条第2項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第85条第2項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第85条の2第2項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第72条(保険医又は保険薬剤師の責務)

に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- (ア) 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額
  - (イ) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額
  - (ウ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額
- イ 当該厚生連が法人税法施行規則第6条第4号イからハまでに規定する施設(同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。)のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設を有するものであること。

なお、この要件のうち「公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- (ア) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に所在する病院又は診療所
  - (イ) へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設
  - (ウ) (ア)及び(イ)のほか、特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設
- ウ 当該厚生連につき、医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、この要件については、医療法、麻薬取締法、医師法等の違反の事実が確認されていないことその他、健康保険法等医療保険関係法令違反の事実が確認されていないこと、及び医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた事実が確認されていないこととすること。

## (2) 財務大臣の承認に係る手続

財務大臣の承認は5年ごとに要するものとされているが、この承認申請に当たっては、アに掲げる事項を記載した申請書に、イに掲げる書類を添付して財務大臣に提出するものとされていること。

### ア 申請書の記載事項

- (ア) 当該厚生連の名称及び主たる事務所の所在地

- (イ) 設置する病院又は診療所の名称及び所在地
- (ウ) 老人福祉事業を行う場合には設置する老人福祉施設の名称及び所在地
- (エ) 理事の氏名及び住所
- (オ) 現に行っている事業の概要
- (カ) その他参考となるべき事項

イ 添付書類

- (ア) 定款の写し
- (イ) (1)のイに定める要件を満たしていることを証明する書類（診療報酬規程を添付すること。）
- (ウ) (1)のイ及びウに定める要件を満たしていることを証明する書類（(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書を添付すること。）
- (エ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書
- (オ) その他参考となるべき書類

(3) 都道府県の事務

(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。

なお、この証明を含め、3の要件及び手続に関する事務については、貴都道府県衛生主管部局で担当願いたいこと。

また、(1)のウに定める要件については、以下のとおり取り扱うこと。

- (ア) 証明は、民生主管部局（健康保険及び国民健康保険主管課）に協議した上で行うこと。
- (イ) 都道府県知事の証明した事項が事実と反していたこと又は都道府県知事の証明事項と反する事実が証明後に発生したことが認められた場合には、都道府県知事はその事情を厚生労働大臣に報告すること。
- (ウ) (イ)の報告の範囲は、次のような医療に関する法令について重大な違反事実があった場合について行うこと。
  - ① 医療に関する法律に基づき厚生連又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

- ② 厚生連の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ その他①及び②に相当する医療に関する法令についての重大な違反事実があった場合
- ④ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた場合

#### 4 その他

昭和59年度においては、2の財務大臣の指定及び3の財務大臣の承認の手続を合せて行うことが予定されているので、よろしくお含みおき願いたいこと。

(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の  
基準に該当することの証明願

申請者

住所

連合会名 ○○厚生農業協同組合連合会  
(代表理事理事長 ○ ○ ○ ○)

年 月 日

○ ○ ○ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明してください。

記

1 開設する医療施設

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 標榜する診療科目

2 医療施設に関する基準

1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	
医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・ ( ) の養成所を有している。	
	・ 医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)	

区 分	内 容	該当事項
医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村	
	・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	
	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域	
へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院	
	・へき地診療所	
	・その他（ ）	
その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター	
	・その他（ ）	

### 3 医療関係法令等違反の有無

1に掲げる医療施設については、医療に関する法令等に違反の事実はない。

以上の記載事項は事実と相違ないと認める。

年 月 日

〇 〇 〇 知事

#### 〔記載上の注意事項〕

- (1) 1については、厚生連が複数の病院又は診療所を開設する場合には、そのすべてについて記載すること。
- (2) 2については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。

## 事 務 連 絡

- 1 本日付け医発第 573 号医務局長通知の 3 (1) イについて
  - (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「へき地保健医療対策等実施要綱」(平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知)に定めるへき地医療拠点病院、へき地診療所又はへき地巡回診車(船)をいうものであること。
  - (2) (ウ)の「(ア)及び(イ)のほか、特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設」とは、「農山村保健対策の推進について」(昭和 59 年 1 月 14 日衛発第 23 号厚生省公衆衛生局長通知)に定める農村検診センター若しくは健康管理指導車又は成人病検診車をいうものであること。
  
- 2 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願について  
(別紙) 参照